

GRAN GOAL 投資一任約款 新旧対照表

※ 下線部変更

新	旧
<p>(投資判断の一任)</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>2 <u>投資判断を行う部署は以下とします。</u> <u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資運用室</u></p> <p>当社は適宜投資判断を行う部署を追加、削除または変更することができます。この場合、当社はお客さまに事後速やかに通知を行うものとします。</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第9条 (中略)</p> <p>2 お客さまが本サービスをご利用いただく場合は、当社との間で本契約を締結していただくほか、既に親口座を開設されていることを前提の上で、当社の投資顧問部にラップ口座を開設していただきます。 <u>なお、ラップ口座の開設申込みと同時に、個人のお客さまにあつては証券総合取引を、法人のお客さまにあつては、投資信託の累積投資取引口座及び外国証券取引口座の設定をお申込みいただくものとします。</u></p> <p>3 前項に定めるラップ口座の開設に際しては、親口座と同じ内容の<u>住所、氏名、生年月日、金銭振込先指定口座その他の届出事項</u>（次条で定める事項を除きます。）をお届出いただいたものとしてお取扱いします。</p> <p>(本契約の解約)</p> <p>第23条 お客さまは、本契約の契約期間中であっても、初回運用開始日（但し、サテライトポートフォリオ途中運用開始を行っている場合は、当該途中運用開始の運用開始日）の</p>	<p>(投資判断の一任)</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>2 <u>投資判断者は以下の者とします。</u> <u>西川 圭助</u></p> <p>当社は適宜投資判断者を追加、削除または変更することができます。この場合、当社はお客さまに事後速やかに通知を行うものとします。</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第9条 (中略)</p> <p>2 お客さまが本サービスをご利用いただく場合は、当社との間で本契約を締結していただくほか、既に親口座を開設されていることを前提の上で、当社の投資顧問部にラップ口座を開設していただきます。 (追加)</p> <p>3 前項に定めるラップ口座の開設に際しては、親口座と同じ内容の<u>お届け住所、金銭振込先指定口座その他の届出事項</u>（次条で定める事項を除きます。）をお届出いただいたものとしてお取扱いします。</p> <p>(本契約の解約)</p> <p>第23条 お客さまは、本契約の契約期間中であっても、初回運用開始日（但し、サテライトポートフォリオ途中運用開始を行っている場合は、当該途中運用開始の運用開始日）の</p>

3ヶ月後の応当日以降は、当社所定の手続きにより申込むことで、本契約を解約することができます。

但し本契約の解約を申込む前に前条に定める契約変更の申込みを行っている場合は、本項本文の条件に加え、最も新しい契約内容の変更の運用開始日から起算して前条第3項に定める期間経過後に本契約の解約申込みが可能となるものとします。

2 (中略)

(1) (中略)

(2) (中略)

(3) お客さまに以下の事由が生じた場合

<個人のお客さまの場合>

(中略)

<法人のお客さまの場合>

① (中略)

② お客さまが電子交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

(関係法人等設定投信の組入れ)

第28条 (中略)

(1) 投資信託委託業を営む当社の関係会社の名称

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

3ヶ月後の応当日以降は、当社所定の手続きにより申込むことで、本契約を解約することができます。

(追加)

2 (中略)

(1) (中略)

(2) (中略)

(3) お客さまに以下の事由が生じた場合

<個人のお客さまの場合>

(中略)

<法人のお客さまの場合>

① (中略)

② お客さまが手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

(関係法人等設定投信の組入れ)

第28条 (中略)

(1) 投資信託委託業を営む当社の関係会社の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

以上